

令和 5 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 9 月 4 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 5 年 9 月 4 日 (月) 10 時 00 分
散 会	令和 5 年 9 月 4 日 (月) 11 時 38 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>10 番 奥 村 忠 義 11 番 山 本 久 矢</p> <p>12 番 河 内 直 子 13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁</p>

# 会 議 録

令和5年第3回定例会

[開会日]

令和5年9月4日（月）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>9月定例会開会にあたりまして、ここにご出席の皆さんと町民憲章の朗読を行いたいと思います。今回も、皆さんと一緒に声を出しての唱和とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ご起立よろしく願いいたします。</p> <p>私がつと申し上げますので、その後に本文の朗読ご唱和をよろしく願いいたします。</p> <p>町民憲章。</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>どうもご協力ありがとうございました。</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>それでは、皆さん、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和5年第3回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番 石丸時次郎議員及び10番 奥村忠義議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日9月4日から15日までの12日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から9月15日までの12日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和5年第3回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>6月定例会から本日まで、様々な出来事が日々駆け抜けております。終わりの見えないロシアのウクライナ侵攻、7月の激甚災害認定の豪雨、記録的な高温の日々など、激動の夏季がまだまだ続きます。</p> <p>一方では明るい話題として、大谷選手の前代未踏の活躍、さらには甲子園高校野球選手権や金鷲旗・玉竜旗高校柔剣道大会、中学生の水泳、弓道大会など入賞など、</p>

我が町の若者が全国で活躍しています。たくましく、誇らしい限りです。

また、本町の人口も8月末日で3万379人と過去最高となりました。これも町の勢いを示す一つのバロメーターだと言えらると思います。このように今を生きる私どもは、魅力ある筑前町をさらに磨きをかけて、後世につながなければならないとの思いを強くするところでもあります。

それでは、本日提案します議案等25件の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である木許敦子氏が令和5年12月31日をもって任期満了となるので、木許氏を再任することについて議会の意見を求めるものです。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である尾畑潮美氏が令和5年12月31日をもって任期満了となるので、後任として時津雅子氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

報告第4号、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第5号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償について報告するものです。内容としましては、令和5年4月7日に筑前町高上地内において、会計年度任用職員が運転する公用車と往来中の車両が出会い頭に衝突した事故において、損害賠償の額が100万円以下であり、専決処分事項の指定に該当することから、7月5日付で専決処分したものです。

報告第6号、令和4年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。

報告第7号、令和4年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても、同じく公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。

承認第8号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した篠隈・安野・四三島線交差点改良工事に係る変更契約の締結について報告し、承認を求めるものです。内容としましては、当該工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、7月6日付で専決処分したものです。

承認第9号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、同じく地方自治法の規定に基づき専決処分した令和5年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について報告し、承認を求めるものです。内容としましては、令和5年7月7日からの大雨による災害復旧のため、一般会計予算を増額補正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、補正額5,500万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ137億7,566万8,000円とする予算を7月13日付で専決処分したものです。

議案第33号、筑前町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、筑前町個人情報保護条例が廃止されたことにより、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。

議案第34号、筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

<p>日程第4</p>	<p>議案第35号、筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第36号、筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども医療費の入院に係る支給を受けることができる者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に拡大することに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第37号、令和5年度筑前町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正額2億1,512万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ139億9,079万1,000円とするものです。増額補正する主なものとしましては、ため池の耐震調査や浚渫工事を実施するための農村環境整備事業8,350万円、本庁舎敷地内設備の改修や駐車場用地取得のための本庁舎維持管理業務2,653万3,000円、工業用地造成事業特別会計繰出金2,600万円などを追加するものです。</p> <p>議案第38号、令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額3,788万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ32億6,396万2,000円とするものです。</p> <p>議案第39号、令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額32万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ4億8,319万3,000円とするものです。</p> <p>議案第40号、令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額1,639万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ2,694万7,000円とするものです。</p> <p>議案第41号、令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額4,000万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ5,987万8,000円とするものです。</p> <p>議案第42号、令和5年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、補正額581万6,000円を増額し、補正後の収益的収入の予定額を5億1,678万6,000円、収益的支出の予定額を5億1,616万円とするものです。</p> <p>認定第1号から認定第7号につきましては、筑前町の一般会計と四つの特別会計及び二つの公営企業会計の合計七つの会計の令和4年度決算の認定についてであります。いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最少の経費で最大の効果を上げるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別紙の決算審査意見書のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思っております。</p> <p>また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算審査特別委員会において付託審議がなされることと思っておりますので、そのときよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上が本日提案します議案等の説明理由です。</p> <p>慎重にご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、今会期中に追加議案の上程を予定しておりますので、このことにつきましてもよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、開会にあたりましての挨拶と議案等の提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
-------------	---

議 長	<p>日程第4 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>人権・同和対策室長</p>
人権・同和対策室長	<p>おはようございます。</p> <p>諮問第2号について、議案書、紙の3ページ、タブレットの4ページをお開きください。</p> <p>諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」</p> <p>人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>氏 名 木許敦子</p> <p>生年月日</p> <p>住 所 福岡県朝倉郡筑前町</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでございます。</p> <p>木許氏の経歴につきましては、紙の別添参考資料の1ページに記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。</p> <p>諮問第2号は、推薦者を適任であることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は適任であることを決定いたしました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>人権・同和対策室長</p>
人権・同和対策室長	<p>諮問第3号について、議案書、紙の4ページ、タブレットの5ページをお開きください。</p> <p>諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」</p> <p>人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>氏 名 時津雅子</p>

	<p>生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 時津氏の経歴につきましては、紙の別添参考資料の2ページに記載しておりますのでご確認いただきたいと思ひます。 以上です。 よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。 諮問第3号は、推薦者を適任であるとするに賛成の方は挙手願ひます。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本件は適任であると決定をいたしました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 報告第4号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を議題とします。 報告を求めます。 農林商工課長</p>
農林商工課長	<p>おはようございます。 議案書、紙の5ページ、タブレットの6ページをお願いします。 報告第4号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法第243条の3第2項の規定により別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 それでは、お手元に別冊資料を2冊配付しておりますが、そのうち添付資料1、第15期決算報告書をお願いいたします。 タブレットのタイトルは、令和5年第3回定例会議案書、報告第4号、別添1となっていると思ひます。第15期決算報告書になります。 なお、記載の金額につきましては、全て税抜金額で記載されていることを申し添えます。 では、まず、紙のほうでは2ページの貸借対照表の左側、資産の部でございます。タブレットだと4ページの左半分になります。 流動資産は1億7,341万9,428円です。内訳は、以下に記載されています現金及び預金から未収金までの合計となっております。 次に、固定資産の合計は2,727万8,586円です。内訳としましては、有形</p>

	<p>固定資産2,693万2,538円、無形固定資産10万3,334円、投資その他の資産が24万2,714円でございます。</p> <p>以上、資産の部の合計として2億69万8,014円となっております。</p> <p>次に、右側の負債の部でございます。</p> <p>流動負債は5,159万3,581円で、内訳は、買掛金から未払消費税までの合計となっております。固定負債は33万円となっております。</p> <p>次に、純資産の部です。</p> <p>株主資本は1億4,877万4,433円で、内訳としましては、資本金4,100万円と利益剰余金1億777万4,433円となっております。</p> <p>資本金につきましては、前期からの額の変更はございません。</p> <p>以上により、負債及び純資産の部の合計は2億69万8,014円となっております。</p> <p>続きまして、紙は3ページ、タブレットは4ページの右半分で、損益計算書になります。</p> <p>純売上高合計3億1,176万2,250円でございます。そのうちの、直売所の売上げの受託販売手数料収入は8,650万1,249円となっております。</p> <p>次に、売上原価合計1億8,049万9,618円は、商品仕入や当期製品製造原価などの諸経費に期末棚卸高を合計したものでございます。</p> <p>以上、純売上高から売上原価及び販売費及び一般管理費など管理費の1億1,423万4,464円などを差し引きしまして、営業利益は1,702万8,168円となっております。</p> <p>次に、営業外収益の合計は241万669円です。主なものは取扱手数料収入、補助金収入などとなっております。</p> <p>また、営業外費用は5万7,714円でございます。</p> <p>以上をトータルしまして、経常利益1,938万1,123円となり、法人税等を差し引き、当期純利益が1,462万7,423円の決算となっているところでございます。</p> <p>なお、紙の4ページ、タブレット6ページの左には、先ほど説明しました販売費及び一般管理費の内訳が記載されております。</p> <p>また、紙の5ページ、タブレット6ページの右側には、直営製造部門の製造原価報告書が記載されております。</p> <p>紙6ページ、タブレット8ページの左には株主資本の資料、紙7ページ、タブレットの8ページ右には監査意見書の添付がなされております。</p> <p>以上で、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>決算報告書の3ページですけれども、純売上高の一番下、値引き115万8,766円、これは何の分でしょうか、お尋ねします。</p>
議長	<p>農林商工課長</p>
農林商工課長	<p>お答えします。</p> <p>恐らくは、多く買われたときとか物に対しての値引きだとは思いますが、はっきりと確認しておりませんので、みなみの里に確認の上、後でご報告させていただきます。</p>
議長	<p>河内議員</p>



河内議員	株式会社ですから純利益が上がったら当然配当とかがあると思うんですけど、その分はどうなっていますでしょうか。
議 長	中野副町長
副 町 長	私は取締役でございますので、私のほうから説明させていただきます。 資料の4ページに株主資本等変動計算書というのがあると思います。6ページですかね、6ページ、この表があると思いますが、この表の中で、任意積立金という欄があると思います。3列目ですかね。今、5,211万円程度の数字が載っていると思いますが、これが7,000万円になるまで一応積み立てを行って、そしてその後、株主配当をするというような取り決めがなされております。それも株主配当も資本金の1%でございますので、41万円程度というふうな形になります。これを株主に分配するというような流れになるかと思っております。 以上です。
議 長	ほかに質問ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで、本件の報告を終わります。
日程第7	
議 長	日程第7 報告第5号「専決処分の報告について（筑前町高上地内での事故にかかる損害賠償）」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	報告第5号について、紙の6ページ、タブレットの7ページをお開きください。 報告第5号「専決処分の報告について」 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 本日付提出、町長名でございます。 紙の7ページ、タブレットの8ページをお願いします。 令和5年専決第9号、専決処分書。 地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。 令和7年7月5日に専決処分したものです。 1 事 故 名 筑前町高上地内での事故 2 事故発生日 令和5年4月7日 3 事故の相手方 町外居住者 4 事故の概要 令和5年4月7日、筑前町高上地内において、会計年度任用職員の運転する公用車と往来中の車両が出会頭に衝突した もの。 5 損害賠償額 9万726円です。 賠償額につきましては、本町が加入しています全国自治協会の自動車共済保険から、既に支払いのほうを終えております。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これで本件の報告を終わります。

日程第8	
議長	<p>日程第8 報告第6号「令和4年度筑前町財政健全化判断比率について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>報告第6号について、紙の8ページ、タブレットの9ページをお開きください。</p> <p>報告第6号「令和4年度筑前町財政健全化判断比率について」</p> <p>令和4年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>紙の9ページ、タブレットの10ページをお願いします。</p> <p>健全化判断比率報告書です。</p> <p>実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字でないことから比率はございません。</p> <p>実質公債費比率につきましては、公債費の標準財政規模に対する比率でございます。10.7%で、前年度より0.2ポイント上昇しました。この比率は過去3年間の平均で算出されております。今回の上昇した要因は、過去3年のうち令和3年度の実質公債費比率が、普通交付税の再算定や臨時財政対策債の発行可能額の増加などで比率が抑えられていた影響によるものです。</p> <p>将来負担比率につきましては37.6%となり、前年度より14ポイント改善しています。将来負担比率は、地方債など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。地方債残高が確実に減少していることにより改善したものであります。</p> <p>紙の10ページ、タブレットの11ページは、監査委員の審査意見書となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 報告第7号「令和4年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>報告第7号について、紙の11ページ、タブレットの12ページをお開きください。</p> <p>報告第7号「令和4年度筑前町公営企業の資金不足比率について」</p> <p>令和4年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>紙の12ページ、タブレットの13ページです。</p> <p>資金不足比率報告書でございます。</p> <p>水道事業会計、下水道事業会計、工業用地造成事業特別会計のいずれも資金不足はなかったことを報告いたします。</p>



	したがって、承認第8号は承認することに決定をいたしました。
日程第11	
議長	<p>日程第11 承認第9号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和5年度筑前町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>承認第9号について、紙の16ページ、タブレットの17ページをお開きください。</p> <p>承認第9号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでございます。</p> <p>紙の17ページ、タブレットの18ページです。</p> <p>令和5年専決第11号、専決処分書。</p> <p>令和5年度筑前町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。</p> <p>令和5年7月13日に専決処分したものです。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算（第6号）をお願いします。</p> <p>紙の1ページ、タブレットの3ページをお開きください。</p> <p>令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億7,566万8,000円とするものです。</p> <p>第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>紙の4ページ、タブレットの6ページです。</p> <p>第2表、地方債補正につきましては、災害復旧事業債3,120万円を借り入れるものです。</p> <p>今回の補正内容は、7月7日からの大雨による災害復旧事業の実施に要する経費を増額補正するものです。</p> <p>事項別明細書により歳出から説明します。</p> <p>紙の8ページ、一番最後のページです。タブレットの10ページをお願いします。</p> <p>10款1項1目現年発生農林水産業施設災害復旧費補正額2,100万円の増。12節測量・設計委託料700万円、14節応急工事費1,400万円。</p> <p>2目現年発生林道災害復旧費補正額1,300万円の増。全額応急工事費です。</p> <p>10款2項1目現年発生道路橋梁災害復旧費補正額1,400万円の増。12節測量・設計委託料300万円。14節応急工事費1,100万円。</p> <p>2目現年発生河川災害復旧費補正額700万円の増。全額、測量・設計委託料です。</p> <p>次に歳入です。</p> <p>紙の7ページ、タブレットの9ページです。</p> <p>20款2項1目1節財政調整基金繰入金2,380万円の増。</p> <p>23款1項10目災害復旧債3,120万円の増。1節公共土木施設災害復旧債1,300万円は、充当率100%、2節農林水産施設災害復旧債1,820万円は、充当率65%です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の８ページです。 歳出でそれぞれ応急工事費で上がっていますが、今後、本工事はされるんですか、お尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 本補正につきましては、設計費及び応急工事の補正でございます。今後、全協でもご説明したかと思いますが、復旧費につきましては補正の第８号で予算補正をさせていただきたいと思っております。 以上でございます。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第９号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和５年度筑前町一般会計補正予算（第６号）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第９号は承認することに決定をいたしました。
日程第１２～ 日程第２１	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第１２から日程第２１までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第１２ 議案第３３号から日程第２１ 議案第４２号までは、議案の説明のみ行いたいと思っております。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案第３３号について、紙の１８ページ、タブレットの１９ページをお願いいたします。 議案第３３号「筑前町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長説明のとおりですので、省略をさせていただきます。 紙の１９ページ、タブレットの２０ページをお願いいたします。 新旧対照表となっております。 今回の一部改正につきましては、これまで個人情報保護に関する制度は国や地方

	<p>公共団体、民間事業者ごとにそれぞれの法制度が存在し、この縦割りの状態が規則の不均衡やデータ利活用の弊害となっていたことから、個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、令和5年4月施行となったことで各自治体でも、これまでそれぞれの条例による運用から、個人情報の保護に関する法律という同一の法に沿って個人情報を取り扱うこととなったことを踏まえまして、本町でも、令和5年3月定例会におきまして、筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例を上程、可決いただき、制定しております。</p> <p>この条例制定の中で、筑前町個人情報保護条例は廃止となっております。これにより、19ページ、新旧対照表にありますように筑前町情報公開条例に規定しています第21条筑前町情報公開・個人情報保護審査会の条文に、廃止いたしました筑前町個人情報保護条例の第30条不服申立て及び第36条実施機関への意見の条文を引用していたことから、個人情報の保護に関する法律の規定に沿った適切な引用条文に今回改正するものでございます。</p> <p>なお、このことによりまして筑前町情報公開・個人情報保護審査会の組織運営が変わることではございません。</p> <p>最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>議案第34号について、紙の20ページ、タブレットの21ページをお開きください。</p> <p>「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>次のページ、紙の21ページ、タブレットの22ページをお開きください。</p> <p>筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>改正の内容につきましては、認定こども園送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が発生しており、この事案を受け、自治体が条例で児童福祉施設等の運営に関する基準を定める際に、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に関する規定を加える改正となっております。</p> <p>国の児童福祉法等の一部を改正する法律案の審議において、保育所を含む児童福祉施設等の運営に関する基準について、国が定める基準に従い、条例で定める事項として児童の安全の確保を追加するものであり、これに伴い、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営に関する基準を定めるに際し従わなければならない国の基準に、児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定を加える改正を行っており、町もこれに準じて改正を行うものです。</p> <p>附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。</p> <p>続けてよろしいですか。</p>
議 長	はい、続けてください。
こども課長	<p>次に、議案第35号について、紙の24ページ、タブレットの25ページをお開きください。</p> <p>「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一</p>

	<p>部を改正する条例の制定について」  標記の条例を別紙のとおり提出する。  本日付、町長名でございます。  提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。  次の紙25ページ、タブレットの26ページをお開きください。  筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る基準を定める条例の一部を次のように改正する。  改正の理由といたしましては、議案第34号と同じく、自治体が条例で児童福祉施設等の運営に係る基準を定めるに際し、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正です。  国の児童福祉法等の一部を改正する法律案の審議において、保育所を含む児童福祉施設等の運営に係る基準について、国が定める基準に従い条例で定める事項として児童の安全の確保を追加するものであり、これに伴い、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営に係る基準を定めるに際し従わなければならない国の基準に、児童の安全確保に関する計画の策定に係る規定を加える改正となっております。町もこれに準じて改正を行うものです。  紙の27ページ、タブレットの28ページをご覧ください。  附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。  経過措置としまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。これにつきましても国が定める基準に従い、条例で定める事項として経過措置を追記するものでございます。  以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>健康課長</p>
<p>健康課長</p>	<p>議案第36号について、紙議案書は28ページ、タブレット29ページ目をお願いいたします。  議案第36号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」  標記の条例を別紙のとおり提出する。  本日付、町長名でございます。  提案理由については、町長説明のとおりです。  新旧対照表にてご説明いたします。  紙議案書29ページ、タブレット30ページ目です。  第2条には条例中の用語の意義を定めていますが、2号ウに今回拡大の支給対象の定義を定めています。15歳に達する日以後の最初の4月1日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定めています。高校生相当年齢者ということになります。  第4条は、子ども医療費の支給内容です。高校生相当の年齢の児童にあつては、入院にかかる医療に限ると定めています。具体的には、自己負担分相当額のうち医療機関ごとに月7日間を上限とし、1日につき500円の自己負担分を除く額を支給することとしております。  紙議案書30ページ、タブレット31ページ目の第5条は、受給資格の認定についてですが、今回の拡充に伴う児童については新たに受給資格の申請を行い、認定を受ける必要はないことを定めております。</p>

	<p>第6条は子ども医療証の交付について規定しておりますが、高校生相当年齢の児童については医療証の交付は行いません。</p> <p>第8条には、支給方法を定めています。現在の子ども医療費については、医療機関に子ども医療証を提示し、医療機関からの請求に基づき町が医療機関に支払う現物給付方式となっておりますが、今回の改正の高校生相当年齢の児童については、受給資格者の請求に基づき支給を行う償還払い方式とすることを規定しています。</p> <p>以上が、子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容ですが、紙議案書31ページ、タブレット32ページ目の附則により、この条例は令和5年10月1日から施行することと規定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。 よろしくお願いたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書、議案第37号について、紙の32ページ、タブレットの33ページをお開きください。</p> <p>議案第37号「令和5年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について」令和5年度筑前町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和5年度一般会計補正予算（第7号）をお願いします。 紙の1ページ、タブレットの3ページをお開きください。 令和5年度筑前町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,512万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億9,079万1,000円とするものです。</p> <p>第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。 紙の5ページ、タブレットの7ページです。</p> <p>第2表、地方債補正につきましては、上段の表、追加の社会福祉整備事業債2,710万円は、東小田小学童保育所増築に対して借り入れるものです。下段の変更の緊急浚渫推進事業債は、限度額を9,410万円に増額するものです。</p> <p>それでは、事項別明細書により歳出から説明します。 なお、22節の過年度補助金等返還金につきましては、説明を省略させていただきます。 紙の11ページ、タブレットの13ページです。</p> <p>1款1項1目議会費補正額75万6,000円は、人事異動に伴う職員手当の増額です。</p> <p>2款1項1目一般管理費補正額55万円は、研修旅費等を増額するものです。</p> <p>5目財産管理費補正額2,653万3,000円は、本庁舎正面ゲート門扉改修及び福銀裏駐車場コンクリートブロック塀改修工事に要する委託料29万3,000円と、工事請負費208万7,000円です。</p> <p>16節公有財産購入費2,415万3,000円は、本庁駐車場拡張整備のための用地取得費です。</p> <p>15目ふるさと応援基金費500万円の増額は、掩体壕整備に活用するためのガバメントクラウドファンディングによる寄附金を積み立てるものです。</p> <p>20目平和記念館費178万4,000円は、ガバメントクラウドファンディングを実施するための委託料や返礼品代、郵送料等を増額するものです。</p> <p>21目行政情報処理費補正額751万1,000円は、篠隈地区国道386号歩道設置事業に伴う庁内イントラネット設備及びブロードバンド設備の移設工事費で</p>



	<p>す。</p> <p>25目防犯対策費169万4,000円は、職員の育児休業延長に伴う人材派遣委託料を増額するものです。</p> <p>29目公共交通活性化対策事業費16万7,000円の増額は、甘木鉄道山隈駅駐輪場と近隣のホープタウン公園に防犯カメラをリースにて設置するものです。</p> <p>紙の12ページ、タブレットの14ページです。</p> <p>3款1項2目人権対策費34万円の増額は、地区集会所で使用する車いす用可搬型スロープの購入費です。</p> <p>5目老人福祉費116万4,000円の増額は、職員の産休代替会計年度任用職員の人件費です。</p> <p>8目ひとり親家庭等医療対策費は、補正額の財源に県の過年度精算金3,000円を充当し、財源内訳を振り替えるものです。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費14節工事請負費1,820万7,000円は、東小田小学童保育所の増築工事費を資材高騰などの理由により増額するもの。</p> <p>2目児童措置費補正額1,932万1,000円のうち18節負担金補助及び交付金1,123万8,000円は、国の要綱改正による一時預かり事業に係る特別保育事業等補助金の増額28万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策の継続事業として保育環境改善等事業費補助金280万円、コロナ禍における物価高騰対策費として保育所等給食支援費補助金815万円です。</p> <p>4目子ども医療対策費126万円は、10月から実施する町独自の助成として、高校生相当年齢者の入院費を公費負担するための増額です。</p> <p>紙の13ページ、タブレットの15ページです。</p> <p>4款1項5目環境衛生費581万6,000円は、水道事業経営戦略策定業務委託料及び職員手当不足分に対する水道事業会計繰出金です。</p> <p>5款1項2目農業総務費は、補助金148万5,000円の内示により財源内訳を振り替えるものです。</p> <p>3目農業振興費12万3,000円は、取り組み予定面積確定による環境保全型農業直接支払交付金の増額です。</p> <p>6目農業土木費8,550万円の増額は、ため池耐震調査業務委託料350万円、深沼新池・深沼旧池浚渫工事費8,000万円、農業用施設の緊急工事費等200万円です。</p> <p>5款2項2目林業振興費24万4,000円は、荒廃森林整備事業返還金のうちの県返還分です。</p> <p>7款3項1目河川総務費38万円は、河川を守る会に給付されていた混合油給油券を今年度から給油券相当額の補助金として支給されることになったための増額です。</p> <p>紙の14ページ、タブレットの16ページです。</p> <p>7款4項1目都市計画総務費補正額2,600万円は、工業用地適地調査業務委託料及び四三嶋工業団地竹林伐採工事費に対する工業用地造成事業特別会計繰出金です。</p> <p>9款7項三輪中学校費補正額907万1,000円は、学校駐車場敷地等のための用地取得費です。</p> <p>次に歳入です。</p> <p>紙の8ページ、タブレットの10ページです。</p> <p>11款1項1目地方特例交付金補正額233万9,000円は、本年度額決定によるものです。</p>
--	--

	<p>12款1項1目地方交付税1億482万6,000円の減額は、普通交付税額決定によるものです。</p> <p>16款2項3目民生費国庫補助金196万1,000円の増額は、特別保育事業等補助金に対する子ども・子育て支援交付金9万6,000円、東小田小学童保育増築工事費増に伴う放課後児童クラブ整備促進事業補助金186万5,000円の増です。</p> <p>17款2項2目総務費県補助金408万3,000円の増額は、公共交通活性化対策事業の運行欠損額に対する県補助金、近未来Ma a S福岡モデル創出事業費補助金です。</p> <p>3目民生費県補助金795万円の増額は、ひとり親家庭等医療費過年度精算金3,000円、子ども医療費過年度精算金218万9,000円、東小田小学童増築工事費増に伴う放課後児童クラブ整備促進事業補助金18万7,000円、特別保育事業等補助金に対する子ども・子育て支援交付金9万6,000円、新型コロナ感染者対策の継続事業に対する保育環境改善等事業補助金140万円と保育所等給食支援費補助金407万5,000円です。</p> <p>5目農林水産業費県補助金507万7,000円の増額は、ため池耐震調査委託に対する農村環境整備事業補助金350万円、地域計画策定推進緊急対策事業費補助金148万5,000円、取り組み予定面積の確定による環境保全型農業直接支払交付金9万2,000円の増です。</p> <p>7目土木費県補助金4万9,000円は、防犯対策カメラ設置支援事業県補助金です。</p> <p>19款1項2目指定寄附金500万円は、ガバメントクラウドファンディング寄附金です。</p> <p>紙の9ページ、タブレットの11ページです。</p> <p>20款1項1目特別会計繰入金1,639万2,000円は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金です。</p> <p>20款2項1目基金繰入金1億9,840万6,000円の減額は、財政調整による財政調整基金繰入金2億5,763万円の減、工業用地造成事業特別会計繰入金として地域振興基金繰入金2,600万円の増、駐車場用地取得費として公共施設等整備基金繰入金3,322万4,000円の増です。</p> <p>21款1項1目繰越金補正額3億8,129万4,000円は、前年度繰越金の確定によるものです。</p> <p>22款5項2目雑入301万円の増額は、混合油給油券相当額の補助金として河川愛護団体県報償金38万円、森林所有者からの荒廃森林整備事業返還金26万8,000円、県からの電柱移転補償費として篠隈交差点電柱移転補償費236万2,000円です。</p> <p>23款1項5目農林債8,000万円は、ため池2か所に対する緊急浚渫推進事業債です。</p> <p>紙の10ページ、タブレットの12ページです。</p> <p>23款1項6目民生債補正額1,120万円は、東小田小学童保育所増築工事に対して地域活性化事業債を1,590万円減額し、社会福祉施設整備事業債を2,710万円増額するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	健康課長
健康課長	議案第38号について、紙議案書33ページ、タブレット34ページ目をお願い

します。

議案第38号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」

令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

別冊の国保特別会計補正予算（第1号）をお願いします。

紙予算書1ページ、タブレット2ページ目です。

令和5年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,788万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,396万2,000円とするものです。

事項別明細書で説明いたします。

紙予算書7ページ、タブレット8ページ目をお願いします。

まず、歳出からご説明いたします。

7款基金積立金、国民健康保険事業運営基金積立金3,579万6,000円の増額補正は、令和4年度決算剰余金4,788万7,000円の一部3,579万6,000円を元金積み立てし、今後の円滑な国保運営に備えるものです。

9款1項6目保険給付費等交付金償還金160万9,000円は、4年度医療費等支出額より普通交付金が上回りましたので精算され、決算剰余金から返還するための増額補正です。

9款1項9目特定健康診査等負担金償還金48万3,000円は、4年度の特定健診保健指導負担金を返還するための増額補正です。

次に、紙予算書6ページ、タブレット7ページ目、歳入の説明を行います。

11款繰越金3,788万8,000円は、4年度決算剰余金の繰越金計上です。

以上で、今議会に補正予算をお願いします国保特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続けて、議案第39号の説明を行わせていただきます。

紙議案書の34ページ、タブレットの35ページをお願いいたします。

「令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を別冊のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いします。

紙予算書1ページ、タブレット2ページ目です。

令和5年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,319万3,000円とするものです。

事項別明細書において説明いたします。

まず、歳入です。

紙予算書6ページ、タブレット7ページ目になります。

歳入の6款繰越金32万2,000円は、4年度決算剰余金を繰越措置し、補正後予算額を152万2,000円とし、歳出において同額の32万2,000円を、紙予算書7ページ、タブレット8ページ目の4款予備費に増額補正するものです。

	<p>以上で、今議会において補正予算をお願いします後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>議案書紙の35ページ、タブレットの36ページをお開きください。</p> <p>議案第40号「令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。</p> <p>紙の1ページ、タブレットの2ページをお開きください。</p> <p>令和5年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,639万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,694万7,000円とするものです。</p> <p>事項別明細書で説明いたします。</p> <p>紙の6ページ、タブレットの7ページの歳入、紙の7ページ、タブレットの8ページの歳出をお開きください。</p> <p>歳入、4款1項1目繰越金の補正額1,639万2,000円は、令和4年度決算剰余金を繰越措置し、補正後の予算を2,339万2,000円とするものです。</p> <p>紙の7ページ、タブレットの8ページの歳出につきましては、1款1項1目一般管理費27節繰出金に、歳入の補正額と同額の1,639万2,000円を増額補正し、一般会計へ繰り出しするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書紙の36ページ、タブレット37ページをお願いします。</p> <p>議案第41号「令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和5年度工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。</p> <p>紙の1ページ、タブレット3ページです。</p> <p>令和5年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,987万8,000円とするものです。</p> <p>事項別明細書により歳出のほうからご説明いたします。</p> <p>紙の7ページ、タブレット9ページをお願いします。</p> <p>1款1項1目工業用地造成事業費12節委託料筑前町工業用地適地調査業務1,000万円は、四三嶋工業団地に続く第二の工業団地整備を検討するために必要な各種調査業務委託料。</p>

	<p>1 4 節工事請負費四三嶋工業団地竹林伐採工事 3,000 万円は、四三嶋工業団地残地造成工事の前段階として、町所有の山林部分の竹を伐採、抜根するものです。</p> <p>次に、紙の 6 ページ、タブレット 8 ページ、歳入です。</p> <p>1 款 1 項 1 目一般会計繰入金 2,600 万円です。</p> <p>2 款 1 項 1 目工業用地造成事業費県補助金 1 節福岡県産業団地整備促進補助金 1,400 万円は、補正予算（第 1 号）で計上した四三嶋工業団地修正設計業務 1,800 万円と本補正予算で計上した筑前町工業用地適地調査業務 1,000 万円、合わせて 2,800 万円に対する県補助金となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
議 長	上下水道課長
上下水道課長	<p>議案第 4 2 号につきましては、紙は 37 ページ、タブレットは 38 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 2 号「令和 5 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」令和 5 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するものでございます。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>別冊の令和 5 年度筑前町水道事業会計補正予算書（第 1 号）をご用意したいと思ひます。</p> <p>紙は 1 ページ、タブレットは 3 ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>令和 5 年度筑前町水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>第 1 条、令和 5 年度筑前町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第 2 条、令和 5 年度筑前町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>まず、収入でございます。</p> <p>第 1 款第 2 項営業外収益を 581 万 6,000 円増額し、総額 5 億 1,678 万 6,000 円とするものでございます。</p> <p>次に、支出です。</p> <p>第 1 款第 1 項営業費用を収入と同額の 581 万 6,000 円増額補正し、総額を 5 億 1,616 万円とするものでございます。</p> <p>紙は 2 ページ、タブレットは 4 ページをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>第 3 条、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。</p> <p>1、職員給与費、既決予定額 4,520 万 6,000 円に、補正予定額 99 万 8,000 円を追加し、合計 4,620 万 4,000 円とするものでございます。</p> <p>第 4 条、予算第 8 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 9,210 万 1,000 円を 9,791 万 7,000 円に改めるものでございます。</p> <p>続きまして、内容についてご説明いたします。</p> <p>紙は 13 ページ、タブレットは 15 ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>今回の補正につきましては、人事異動による人件費並びに委託料の補正となっております。</p> <p>収入でございます。</p> <p>1 款 2 項 2 目 1 節他会計補助金 581 万 6,000 円を、次の支出に伴う財源とするものでございます。</p> <p>本来、公営企業会計上、料金等の収益にて費用を賄うこととなっておりますけれども、事業量が増加したため一般会計から他会計補助金といたしまして繰り入れる</p>

	<p>ものでございます。</p> <p>次に、紙は15ページ、タブレットは17ページをお開きいただきたいと思ます。</p> <p>支出です。</p> <p>1款1項3目総係費2節手当を99万8,000円補正し、次のページになります17節委託料を481万8,000円の、合計で収入と同額の581万6,000円を補正するものでございます。</p> <p>手当につきましては、人事異動によりまして児童手当、扶養手当等が不足したことによるものでございます。委託費につきましては、経営戦略の見直し業務でありまして、今年度発注しております水需要予測業務において協議を重ねる中で、経営戦略の見直しについても一部重複しており、今年度同時に実施することがより効果的であると判断したため補正するものでございます。</p> <p>なお、紙につきましては7ページから9ページ、タブレットにつきましては9ページから11ページ、こちらのほうに給与費明細書を記載しておりますのでご参照いただきたいと思ます。</p> <p>以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第22～ 日程第28	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第22から日程第28までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第22 認定第1号から日程第28号 認定第7号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思ます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託して審査することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。</p> <p>山本一洋議員</p>
山本一洋議員	決算審査特別委員会委員長に副議長の寺原裕明議員を、そして、副委員長に総務建設常任委員長であります柳雅明議員を推薦いたします。
議 長	<p>ただいま、8番 山本一洋議員からの発言がありましたように、委員長に寺原裕明副議長、副委員長に柳雅明総務建設常任委員会委員長ということでございます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、寺原裕明副議長、決算審査特別委員会委員長就任のご挨拶を演壇にてお願いをいたします。</p> <p>寺原副議長</p>
寺原議員	<p>ただいま令和4年度決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>議員各位もご承知のとおり、少子高齢化の進行、原油価格をはじめとする諸物価の高騰、自然災害の多発等の影響は本町も例外ではなく、町の財政環境は決して楽</p>

	<p>観できない状況にあります。</p> <p>それだけに、決算審査にあたる議員各位も大変なご苦勞があろうかと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、</p> <p>一つ、最少の経費で最大の効果を上げるように予算執行がされたかどうか。</p> <p>一つ、議会における予算審議の趣旨が十分生かされたかどうか。</p> <p>一つ、予算の執行は適切な時期に、しかも住民本位にされたかどうかなど、着眼すべき点は多々あろうかと存じます。</p> <p>委員会の審査期間には制約もありますので、最小の日数で最大の効果を上げることを念頭に置いて審査されるよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします、委員長就任のご挨拶といたします。</p>
議 長	決算審査特別委員会委員長就任の挨拶が終わりました。
日程第 29	
議 長	<p>日程第 29 請願第 1 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、議会提出議案書等 1 ページの請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告をいたします。</p>
日程第 30	
議 長	<p>日程第 30 請願第 2 号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」につきましては、同じく請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしましたのでご報告をいたします。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会をします。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">( 1 1 : 3 8 )</p>